

6月は児童手当の支給月

現況届の提出は忘れずに

問い合わせ先
住民福祉課
☎(48)1111
(内226)

児童手当所得制限額表

扶養親族数、所得額共に平成16年分で判定します。
(平成17年度)

控除対象配偶者 および扶養親族数	国民年金の方	厚生年金などの方
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

平成16年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄または、平成16年分所得税確定申告書の「所得金額の合計」欄の額から下の金額を差し引いた額が上表の額未満であれば手当が支給されます。

一律控除8万円(すべての方が対象です)、障害者控除27万円、特別障害者控除40万円、老年者控除50万円、寡婦控除27万円、特別寡婦控除35万円、勤労学生控除27万円、その他確定申告時に控除を受けた医療費控除、雑損控除、小規模企業共済掛金控除の額

児童手当の制度改正があった場合は内容が改正される場合があります。

児童手当とは
児童を養育している方に手当を支給することで家庭生活の安定や、次代を担う子どもたちの健全な育成と資質の向上を目的としています。

今回支給される手当では平成十七年二月分から五月分です。
受給者の方には振り込みが完了しだい通知します。
平成十七年五月分以前から支給を受けている方には、六月初めに「現況届」を送付しました。「現況届」の提出がないと、受給資格があっても児童手当の支給が停止されます。早急に提出してください。
提出期限 六月三十日(木)

支給対象

九歳到達後最初の三月三十一日までの間にある児童(小学三年生修了前の児童)を養育している方に支給されます。ただし所得制限限度額を超えるとは支給されません。

公務員の方(郵政公社や独立行政法人を除く)は勤務先が請求場所になります。

支給額と時期

- 第一子 五千元(月額)
 - 第二子 五千元(月額)
 - 第三子以降 一万元(月額)
- 原則として毎年二月、六月、十月にそれぞれ前月分までを支給します。

税金の話

収入印紙の張り忘れには 気を付けて

契約書や領収書と印紙税



印紙税は、日常の経済取引に伴って作成する契約書や金銭の受取書(領収書)などに課税される税金で、印紙税法では二十種類の文書が課税の対象となっています。

課税される文書にかかる納付すべき印紙税の額は、その内容にかかわらず定額であるものや、契約書の内容や契約金額、受取金額などによって異なってくるものがあります。

印紙税は、課税される文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙を文書に張り付け、これに消印して納付します。

印紙税を納めなかったときは

印紙税のかかる文書の作成者が、印紙税を納めなかったときは、たとえ印紙税がかかることを知らなかったり、収入印紙を張り忘れた場合でも、納めなかった印紙税の額の三倍の過怠税が課税されます。

問い合わせ先
半田税務署 ☎(21)3141